

公示送達

令和8年8月5日

下記の書類は、当局労働保険徴収部徴収課にて、保管しておりますので、来局の上受理してください。

東京労働局長 増田 嗣郎

第187号 公示送達

送達を受けるべき者	所在地 荒川区西日暮里5-25-2 YKビル2階201 氏名 AGgroup合同会社
送達する書類名	差押調書謄本 2通

(注意)

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。